



長野市屋外広告物 条例のあらまし

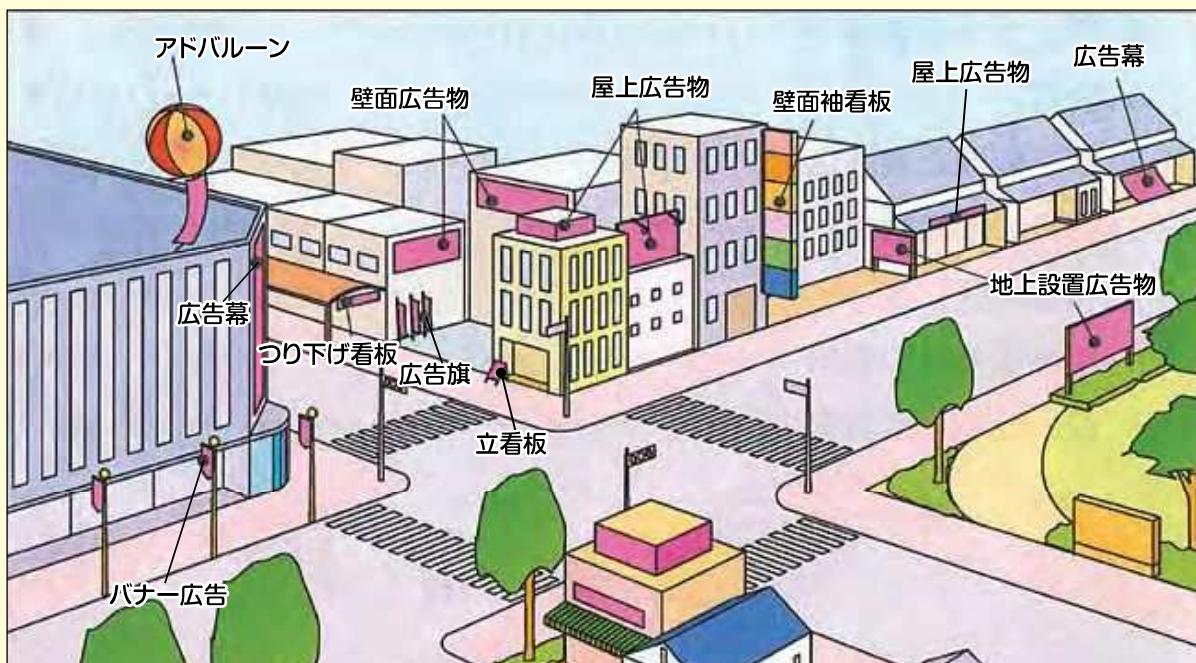
みんなでつくる「美しいまち、長野」

長野市屋外広告物条例の目的

屋外広告物法の規定に基づき屋外広告物及び屋外広告業に関する必要な基準を長野市屋外広告物条例で定め、市内の良好な景観形成、風致の維持又は、公衆に対する危害を防止することを目的としています。

屋外広告物とは

常時または一定の期間、建物や道路沿いなどの屋外で、公衆に向けて表示・設置されるものをいい、屋上広告物や壁面広告物、地上設置広告物（野立て看板）、はり紙、アドバルーンなどはすべて、屋外広告物に含まれます。



目 次

1. 屋外広告物の定義と設置基準	1	9. 屋外広告物の管理者	5
2. 屋外広告物表示禁止物件	2	10. 屋外広告業の登録・届出	6
3. 禁止屋外広告物	2	11. 屋外広告物の申請者・管理者の変更	7
4. 許可申請の適用除外	3	12. 減失届	7
5. 規制地域と屋外広告物の基準	3	13. 郵送による手続き	7
6. 屋外広告物特別規制地区	3	14. 規制地域ごとの基準	8
7. 展望規制	4	15. 屋外広告物条例のよくある質問・注意事項	13
8. 許可申請	4		

1. 屋外広告物の定義と設置基準

表示・設置される場所による分類		
広告物の種類	定 義	設置基準
屋上広告物	建築物の屋上に設置される広告物 昇降機の機械室や階段室、冷却塔、高架水槽、倉庫など、建築物の屋上に突き出した部分で、その部分の水平投影面積が建築面積の1/8以下となるものに表示・設置されるものを含む。また、建築物の屋根面に直接描かれた広告物を含む。	各規制地域の基準を参照してください。 (P 8~P 12参照)
壁面広告物	建築物の壁面に表示・設置される広告物 建築物を取り囲むように設置された板等に、表示・設置されるもので、建築物に支持されている場合は壁面広告物とし、建築物から独立している場合は地上設置広告物とする。	
地上設置広告物	自立して地上に設置される広告物 防火壁、塀、フェンス等の工作物に表示・設置されるものを含む。	
壁面袖看板	建築物の壁面に設置され、壁面から突き出して設置される広告物	

種類による分類(市内全域で共通)		
広告物の種類	定 義	設置基準(注 14ページ下段参照)
電柱等利用広告物	電柱及び街路灯柱に設置される広告物	・はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等でないこと
袖看板	電柱から突き出して設置される広告物	・下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上 ・電柱からの出幅0.6m以下、本体の長さ1.2m以下 ・電柱等1本につき1個
	電柱面に巻かれて設置される広告物	・大きさ 幅0.33m以下、縦1.5m以下 ・地上から1.2m以上3.2m以下の範囲内に設置すること。
	広告幕で、街路灯柱等に設置された支持棒等からつり下げられて設置される広告物	・下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上 ・電柱等からの出幅 0.6m以下、本体の長さ1.8m以下 ・電柱等1本につき2個以内
	布、ビニール等に表示され、建築物等に懸垂され、又は添架されるもの	・表示面積30m ² 以下
広告幕	綱を受けた気球を掲揚し、その気球又は綱を利用して表示されるもの	・幅1.5m以下、縦13m以下 ・地上からの高さ 気球上端まで40m以下
アドバルーン	紙等に、印刷又は手書きされたもので、工作物等に張り付けられるもの	・表示面積1m ² 以下
はり紙	容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類するもの	・同一のものを2枚以上続けて張り付け、又はつり下げないこと。
はり札等	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)	・大きさ 幅0.6m以下、縦1.8m以下 ・地上からの高さ 上端まで3m以下
広告旗	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これを支える台を含む。)	・表示面積片面1m ² 以下かつ合計2m ² 以下 ・地上から上端まで高さ2m以下
立看板等	建築物その他の工作物からつり下げて表示・設置される広告物	・表示面積40m ² 以下 ・下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上
つり下げ看板		・建築物の鉛直投影面積の4/10以下 ・1建築物あたり1個(駅名等の表示は除く) ・地色の彩度8以下
地下鉄の出入口の上屋に設置する広告物		

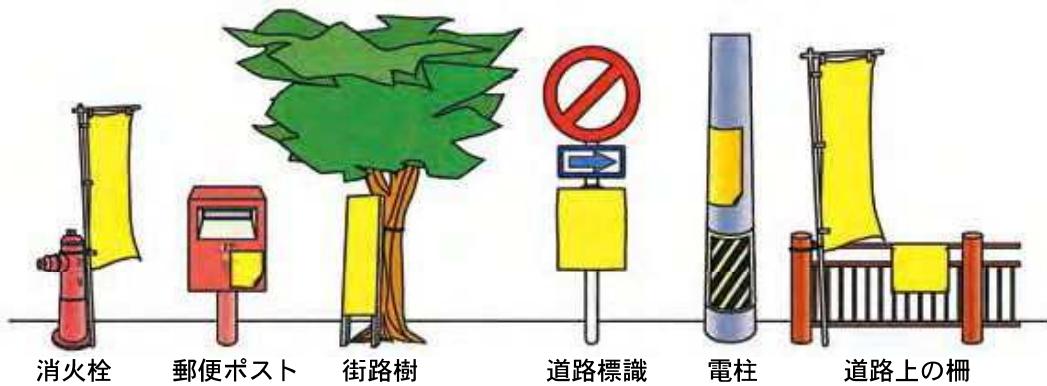
※道路上に広告物を表示・設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要です。

設置される目的による分類		
広告物の種類	定 義	
自己用広告物	自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事業所、営業所などの建物等、又はこれらの敷地内に表示又は設置される広告物	
管理用広告物	自己の土地・物件に、管理上の必要性に基づき表示又は設置される広告物で、非営利目的なもの	
非自己用広告物	上記の自己用広告物又は管理用広告物以外のもの	

2. 屋外広告物表示禁止物件

次の物件には、原則として屋外広告物を表示・設置できません。

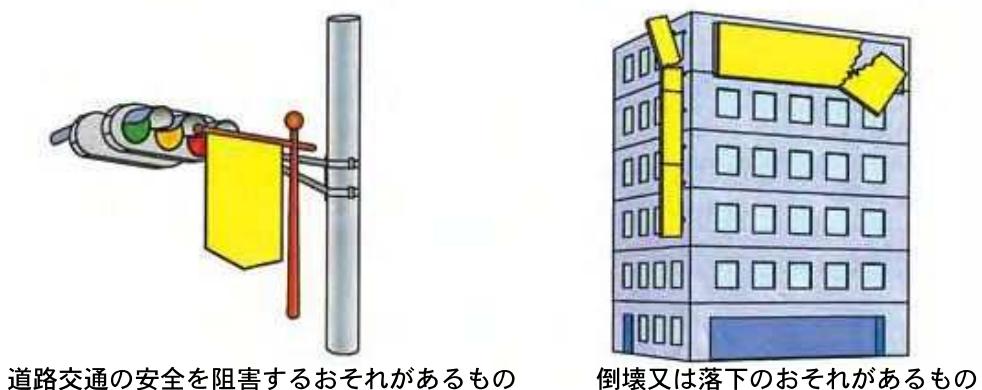
- 橋、高架構造物、トンネル及び擁壁
- 街路樹、路傍樹、道路上の柵(さく)、駒止(こまどめ)
- 信号機、道路標識、道路交通情報管理施設、カーブミラー
- 電柱、街路灯柱（前ページに定める基準に適合する場合を除く。）
- 地下道・地下鉄の出入口の上屋（前ページに定める基準に適合する場合を除く。）
- 公衆電話ボックス、郵便ポスト、バス停留所の上屋（別に定める基準に適合する場合を除く。）
- 火災報知機、消火栓、消防の望楼、警鐘台
- 路上変電塔、パーキング・チケット発給設備
- 送電塔、送受信塔、ガスタンク、貯水塔
- アーケードの柱（別に定める基準に適合する場合を除く。）
- 銅像、記念碑、保存樹



3. 禁止屋外広告物

次の屋外広告物は、その表示・設置を禁止しています。

- 地色に彩度15以上の色を使用したもの
- 螢光塗料又は夜光塗料を使用したもの
- 広告物を表示しない面が見える場合、この面が塗装されていないもの
- 汚染、退色、はく離、又は破損したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機又は道路標識等の効用を妨げるなど、道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



4. 許可申請の適用除外

次の屋外広告物は、許可を受けずに設置することができます。

表示内容	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域
公職選挙法、その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示・設置するもの		○		
法令の規定により、表示又は設置を義務づけられたもの		○		
国、地方公共団体が表示・設置するもので、公益上必要と認められるもの		○		
祭典その他慣例上使用するもの		祭典などの期間中		
一時的、仮設的なもの（葬祭など）	・責任者の住所、氏名、表示期間を25cm ² の大きさの範囲内に明示すること ・表示期間30日以内（30日以内の期間を定期的に繰り返す場合を除く）			
営利を目的としないもの	a. 交通安全、公衆衛生、水火災警報など公益に関する告知のためのもの b. 会合その他催物に関するもの c. はり紙、はり札、広告旗、及び立看板等 d. 報道機関が設置する時事速報等を掲出するもの			
自己用広告物	表示面積 合計10m ² 以下	表示面積 合計15m ² 以下	表示面積 合計25m ² 以下	
管理用広告物 (右記条件を全て満たすこと)	・表示面積1面当たり0.5m ² 以下かつ合計1m ² 以下 ・地色の彩度8以下かつ使用する色の数が2以下 ・反射光のある素材を使用していないもの ・動光、点滅照明、ネオンその他これに類するものを使用していないもの ・「駐輪場」、「駐車場」、「入口」、「出口」など機能を表示するもの			

5. 規制地域と屋外広告物の基準

都市計画法に定める用途地域など、地域の特性に応じた4種類の規制地域ごとに、それぞれ屋外広告物の基準を定めています。

地 域	地域の方針	基準の内 容
第1種規制地域	自然景観に配慮し、良好な景観の形成及び風致を維持すべき地域 保安林(自然公園（特別地域）、自然環境保全地域を除く)、都市公園	8 ページ
第2種規制地域	住宅環境や優れた沿道景観に配慮し、良好な景観の形成及び風致を維持すべき地域 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、 田園住居地域、風致地区	9・10 ページ
展望規制 (路線により範囲が決まっています)	高速自動車道沿い、新幹線沿い、幹線道路沿い(4ページ 7. 展望規制参照) ※商工業系地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域）には 展望規制は適用されません。	
第3種規制地域	広告物等の大きさや高さを抑え、住宅環境や田園景観に配慮した良好な街なみ景観の形成を図る地域 第1・2種住居地域、市街化調整区域	11 ページ
第4種規制地域	経済活動に配慮しつつ、事務所等と調和した良好な街なみ景観の形成を図る地域 準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、近隣商業地域、商業地域	12 ページ

6. 屋外広告物特別規制地区

歴史的な地区や自然環境が豊かな地区など良好な景観の形成又は風致の維持が特に必要な地区として、独自の設置基準が定められている地区です。

- ①豊野 つづじ山公園地区 ②鬼無里 大望峰地区 ③大岡 アルプス展望公園地区
④大岡 棚田地区 ⑤大岡 天宗寺地区 ⑥大岡 横知大神社
⑦篠ノ井 水沢上庭地区 ⑧信州新町 信州新町地区

7. 展望規制

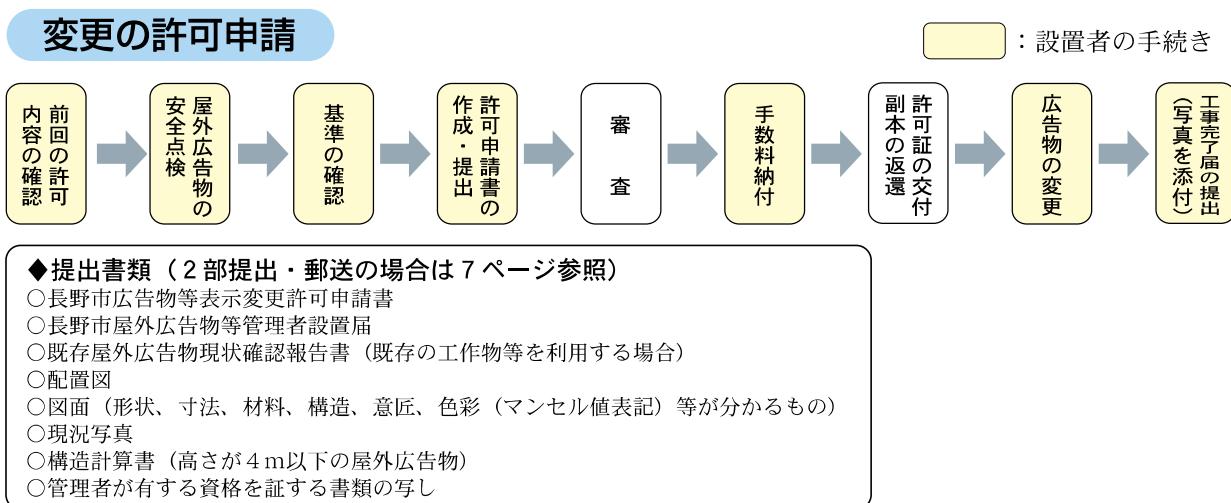
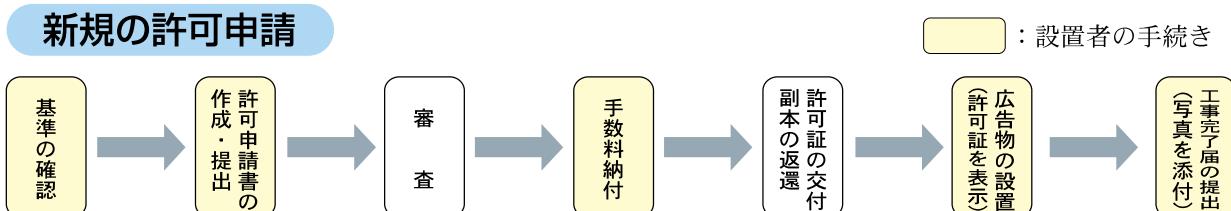
次の路線については、全部または一部に展望規制が定められています。

○高速道路	・中央自動車道長野線	・関越自動車道上越線
○一般道		
国道	・19号	・117号
県道	・丸子信州新線	・長野大町線
	・長野荒瀬原線	・三才大豆島中御所線
市道	・大岡八重堀一倉田和線	・大岡樺内児玉橋線
	・大岡大岡更埴線	・大岡離山新田線
	・川中島332号線	・川中島335号線
	・大岡252号線	・大岡266号線
	・大岡347号線	
農道	・豊野農道228号線	・豊野農道229号線
林道	・林道大川線	・林道離山線
○鉄道	・北陸新幹線	・林道聖山頂線

8. 許可申請

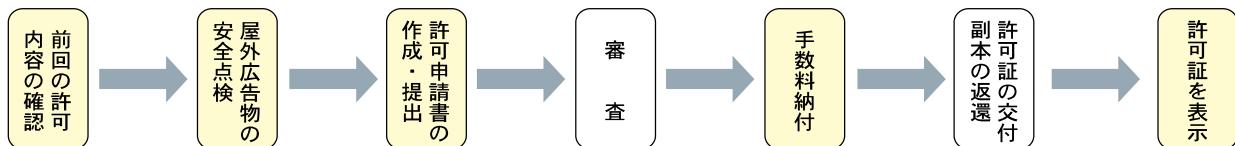
屋外広告物を表示・設置する場合は、一部の地域や屋外広告物を除き、あらかじめ許可申請が必要です。また、右の許可期間の満了後も引き続き屋外広告物を表示する場合や、許可を受けた内容を変更する場合にも、許可申請が必要となります。

広告物の種類	許可期間
・はり紙	・はり札等
・広告旗	・立看板等
・広告幕	・アドバルーン
上記以外	6ヶ月間
	5年間



更新の許可申請

: 設置者の手続き



◆提出書類（2部提出・郵送の場合は7ページ参照）

- 長野市屋外広告物等表示（設置）許可更新申請書
- 屋外広告物安全点検報告書
- 屋外広告物等管理者設置届
- 現況写真
- 管理者が有する資格を証する書類の写し

手数料の算定

許可証の交付時に広告物の種類、面積に応じて手数料を納付してください。

○屋上広告物…1基ごとに算定

○地上設置広告物…1基ごとに算定

○壁面広告物…壁面1面ごとに算定

○壁面袖看板…1基ごとに算定

単位	照明無	照明有	備考
2m ² 未満	800	1,500	
2m ² 以上5m ² 未満	1,300	1,500	
5m ² 以上10m ² 未満	2,100	2,300	
10m ² 以上15m ² 以下	4,100	4,500	
15m ² を超える20m ² 以下	4,900	5,300	
20 " 25 "	5,700	6,100	
25 " 30 "	6,500	6,900	
30 " 35 "	7,300	7,700	
35 " 40 "	8,100	8,500	
40 " 45 "	8,900	9,300	
45 " 50 "	9,700	10,100	地上設置広告物上限
50 " 55 "	10,500	10,900	
55 " 60 "	11,300	11,700	
60 " 65 "	12,100	12,500	

単位	照明無	照明有	備考
65m ² を超える70m ² 以下	12,900	13,300	
70 " 75 "	13,700	14,100	
75 " 80 "	14,500	14,900	
80 " 85 "	15,300	15,700	
85 " 90 "	16,100	16,500	
90 " 95 "	16,900	17,300	
95 " 100 "	17,700	18,100	1壁面上限

区分	単位	金額
アドバルーン	1個	3,200円
はり紙、はり札等	10枚 (10枚未満の端数は切り上げ)	100円

9. 屋外広告物の管理者

長野市では屋外広告物の適正な管理のために、塗装・構造・電気等広告物等についての専門的な知識を有する管理者を置かなければなりません。(管理者設置届の提出)

管理者の有する資格の要件

管理者の有する資格要件 屋外広告物の大きさ	①屋外広告物講習会修了者 ②広告美術に係る職業訓練指導員 免許所持者、職業訓練修了者 ③市長が、講習会の課程を終了した者と同等以上の知識を有すると認定した者	①屋外広告士 ②一・二級建築士 ③第一・二種電気工事士 ④ネオン工事に係る 特殊電気工事資格者 ⑤第一・二・三種電気主任技術者 ⑥広告美術に係る技能�定合格者
	○	○
4m以下の屋外広告物	○	○
4mを超える工作物である屋外広告物の場合	×	○

10. 屋外広告業の登録・届出

長野市で屋外広告業を営むには、長野県への屋外広告業の登録とは別に、長野市へ登録をする必要があります。

長野市内に営業所を有しない場合でも、長野市内で屋外広告物の表示・設置に関する工事等を行おうとする場合には登録が必要です。

屋外広告物を表示・設置する際には、屋外広告業の登録を受けている事業者に依頼してください。

「屋外広告業」とは

広告主から広告物の表示、設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行うことです。元請け、下請けの違いは問いません。

市への登録方法

長野市への屋外広告業の登録方法は、次の二通りです。

- 長野県に登録した後、長野市に届出（「みなし登録」）をする。
- 長野市に直接登録をする。

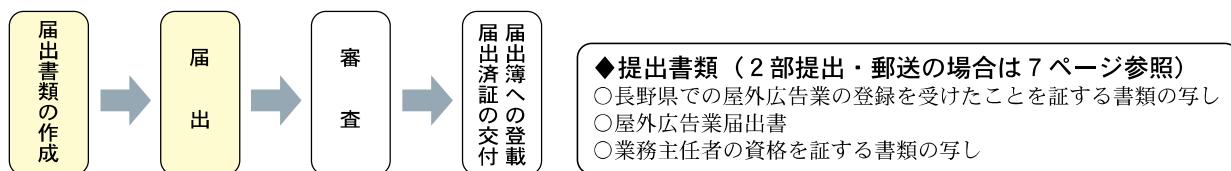
※「みなし登録制度」…先に長野県へ広告業の登録をすることで、長野市へ広告業の登録をする際に必要な提出書類が簡素化され登録手数料が免除されます。

※長野県へ登録する際には登録手数料が必要です。

詳しくは長野県建設部都市・まちづくり課（026-235-7348）にお問い合わせください。

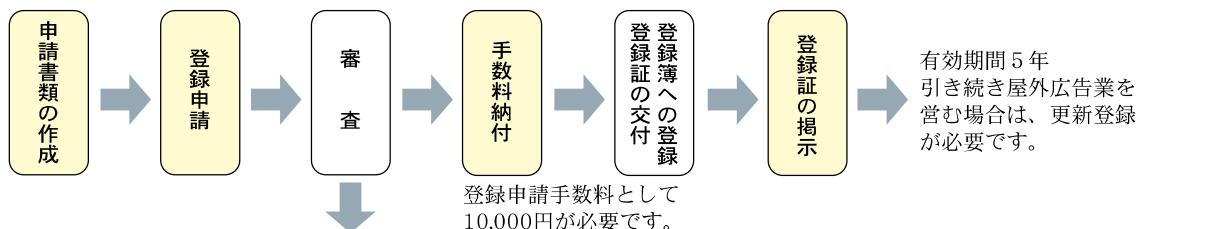
みなし提出書類(県への登録有)

: 登録者の手続き



市へ直接登録(県への業登録無)

: 登録者の手続き



失格要件に該当する場合は、登録を拒否します。

- ◆登録申請手数料 10,000円
◆提出書類（正副2部提出・郵送の場合は7ページ参照）
○屋外広告業登録申請書
○略歴書(法人の場合は、役員全員の略歴書が必要です。)
○誓約書(法人の場合は、法人としての誓約書及び役員全員の誓約書が必要です。
監査役については、申請書等への記載は不要であり、略歴書及び誓約書も不要です。)
○(法人の場合) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)及び役員の住民票抄本(正:原本、副:コピー可)
○(個人の場合) 申請者の住民票抄本(正:原本、副:コピー可)
○業務主任者の住民票抄本(正:原本、副:コピー可)
○業務主任者の資格を証する書類の写し

業務主任者の設置

屋外広告業の登録を受けた者は、営業所ごとに資格を有する業務主任者を選任し、営業所における法令の規定の遵守等、業務の適正な実施を確保する必要があります。

11. 屋外広告物の申請者・管理者の変更

許可を受けている屋外広告物の申請者（表示者）や管理者の氏名や住所等に変更があったときは、次のいずれかの届出を行ってください。

承継届

事業を譲り受けた場合や管理会社の変更等、会社そのものに変更がある場合

- ◆提出書類（1部提出・受付印を押印した副本を希望する場合は2部・郵送の場合は13. 参照）
 - 長野市広告物等承継届
 - 管理者が有する資格を証する書類の写し（管理者を変更したとき）

表示者氏名（名称）・住所変更届

会社そのものの変更ではなく、社名、代表者氏名や住所、管理者の氏名等に変更がある場合

- ◆提出書類（1部提出・受付印を押印した副本を希望する場合は2部・郵送の場合は13. 参照）
 - 長野市屋外広告物等表示者等氏名（名称）・住所変更届
 - 管理者が有する資格を証する書類の写し（管理者を変更したとき）

12. 滅失届

屋外広告物を撤去した場合には、滅失届を提出してください。

- ◆提出書類（1部提出・受付印を押印した副本を希望する場合は2部・郵送の場合は13. 参照）
 - 長野市屋外広告物等滅失（廃止）届
 - 撤去後の写真

13. 郵送による手続き

各種手続きは窓口での申請のほか、郵送で行うことができます。

郵送で手続きを行う場合は、次のとおり、返信用封筒を切手付きで同封してください。

なお、手数料が発生する手続きについては、納付済印が押印された領収書の写しを確認した後に許可証や登録済証を発行しますので、手数料を金融機関で納付した後、Eメールまたはファックスにて送信してください。

◆屋外広告物設置（表示）の新規・変更・更新申請

- ・納付書送付用：長3封筒（切手付き）
- ・許可証及び副本送付用：角2封筒（切手付き）

◆屋外広告物の申請者・管理者の変更

受付印を押印した副本を希望する場合は、返信用封筒をご用意ください。
・副本送付用：長3封筒または角2封筒（切手付き）

◆屋外広告物の滅失届

受付印を押印した副本を希望する場合は、返信用封筒をご用意ください。
・副本送付用：長3封筒または角2封筒（切手付き）

◆屋外広告業の届出及び変更届出（みなし登録）

- ・届出済証及び副本送付用：角2封筒（切手付き）

◆屋外広告業の登録申請及び変更登録申請（市への直接登録）

- ・納付書送付用：長3封筒（切手付き）
- ・登録証及び副本送付用：角2封筒（切手付き）

14. 規制地域ごとの基準

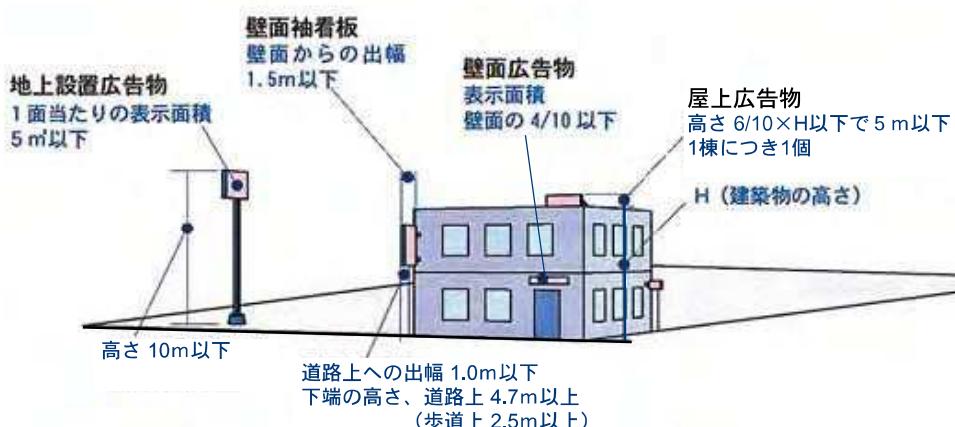
第1種規制地域の基準

非自己用広告物の設置	禁止	
自己用広告物の設置	10m ² 以下	許可申請は不要 (基準以下で設置のこと)
1敷地内の総表示面積	10m ² 以下	
広告物の種類	基 準	照明・その他
屋上広告物 (1建築物当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 最上階の屋上に設置しないこと。 本体の高さ 建築物の高さの6/10以下 建築物1棟につき1個 建築物から横にはみ出さないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 外側の照明の場合は、原則として下向き照射とする。
壁面広告物 (壁面1面当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積 建築物の鉛直投影面積の4/10以下かつ5m²以下 窓面開口部をふさがないこと。 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用する色の過半は彩度15未満とする。 <p>次に掲げるものを使用しないこと。</p>
地上設置広告物 (1基当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 5m以下 1面当たりの表示面積 5m²以下 	<ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材 動光、点滅、ネオンその他これに類するもの
壁面袖看板	<ul style="list-style-type: none"> 上端の高さ 建築物の壁面の上端を超えないこと。 下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上 壁面からの出幅 1.5m以下 道路上への出幅 1m以下 (道路管理者の占用許可が別途必要です。) 	
案内用広告物	条件	案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないもの。
	面 積	<ul style="list-style-type: none"> 1面当たり 1m²以下かつ合計 2m²以下 (2以上の事業所等への案内用広告物にあっては、当該面積に当該事業所等の数を乗じて得た面積以下かつ合計10m²以下
	高 さ	<ul style="list-style-type: none"> 地上からの高さ 5m以下
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 使用する色の過半は彩度8以下
	材 質	<ul style="list-style-type: none"> 木又は木質観
	距 離	<ul style="list-style-type: none"> 案内する事業所までの距離が 1km以内
	個 数	<ul style="list-style-type: none"> 1事業所等について、市の第1種規制地域内に2個以内
その他の広告物	次に掲げるものを使用しないこと。	
	<ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材 動光、点滅照明、ネオンその他これに類するもの 	
その他の広告物	1ページ参照	



第2種規制地域の基準

非自己用広告物の設置	禁止	
自己用広告物の設置	10m ² 以下	許可申請は不要 (基準以下で設置のこと)
1敷地内の総表示面積	10m ² 以下（1敷地に複数の事業所等がある場合は、事業所等の数に10m ² を乗じて得た面積以下）	
広告物の種類	基 準	照明・その他
屋上広告物 (1建築物当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 本体の高さ 建築物の高さの6/10以下かつ5m以下 建築物1棟につき1個 建築物から横にはみ出さないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 外側の照明の場合は、原則として下向き照射とする。 使用する色の過半は彩度15未満とする。
壁面広告物 (壁面1面当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積 建築物の鉛直投影面積の4/10以下 窓面開口部をふさがないこと。 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。 	<p>次に掲げるものを使用しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材 動光、点滅、ネオンその他これに類するもの
地上設置広告物 (1基当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 高さ10m以下 1面当たりの表示面積5m²以下 <p>・1敷地内にある複数の事業所等が合同で設置する集合看板である場合は、1面当たりの表示面積が事業所等の数に5m²を乗じて得た面積以下かつ25m²以下とする。ただし、合計50m²以下とする。</p>	
壁面袖看板	<ul style="list-style-type: none"> 下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上 上端の高さ 建築物の壁面の上端を超えないこと。 壁面からの出幅 1.5m以下 道路上への出幅 1m以下 <p>(道路管理者の占用許可が別途必要です。)</p>	
その他の広告物	1ページ参照	



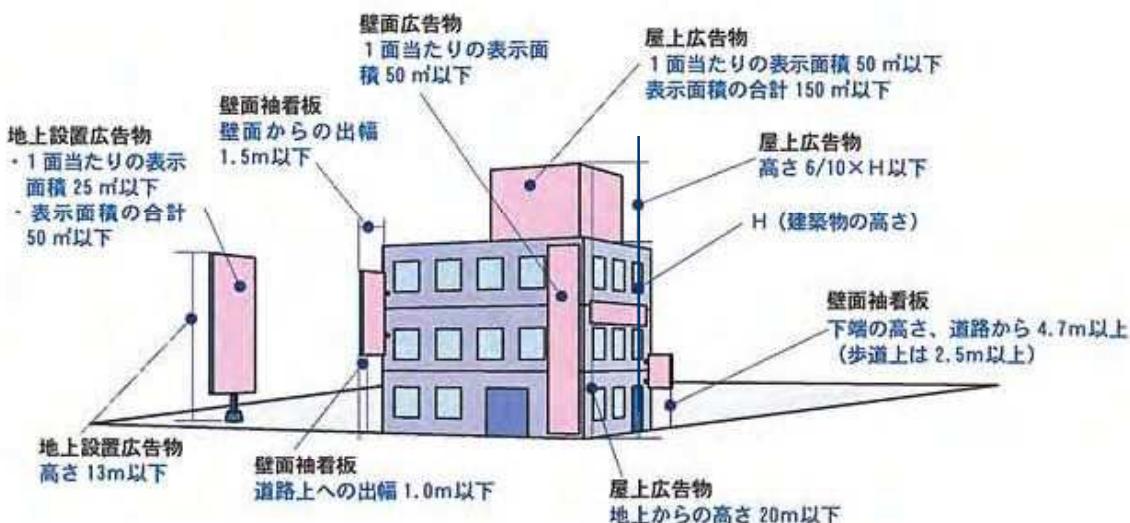
第2種規制地域の案内用広告物の基準

※ 著名な地点又は 公共的な施設へ の案内用広告物 ※「著名な地点」とは、 国土地理院の5万 分の1の地図に名 称が掲載されてい るもの	条件	案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないもの
	面 積	<ul style="list-style-type: none"> ・1面当たり0.5m²以下かつ合計1m²以下 <p>(路線指定による展望規制地域では、1面2m²以下かつ合計4m²以下)</p> <p>ただし、2以上の地点、施設への案内用広告物にあっては、当該面積に当該地点、施設の数を乗じて得た面積以下かつ合計10m²以下</p>
	高 さ	<ul style="list-style-type: none"> ・地上からの高さ5m以下
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色の過半は彩度8以下
	距 離	<ul style="list-style-type: none"> ・案内する公共的な施設までの距離が1km以内(著名な地点は除く。)
	個 数	<ul style="list-style-type: none"> ・1地点又は1施設について、市の第2種規制地域内に2個以内
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げるものを使用しないこと。 ・反射光のある素材 ・動光・点滅照明・ネオンその他これに類するもの
事業所等への 案内用広告物	条件	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の敷地が本通り等に接していないため、広告物が本通り等から展望できない場合などで、案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないもの
	面 積	<ul style="list-style-type: none"> ・1面当たり0.5m²以下かつ合計1m²以下。ただし、2以上の施設への案内用広告物にあっては、当該面積に当該施設の数を乗じて得た面積以下かつ合計10m²以下
	高 さ	<ul style="list-style-type: none"> ・地上からの高さ5m以下
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色の過半は彩度8以下
	距 離	<ul style="list-style-type: none"> ・案内する事業所等までの距離が100m以内
	個 数	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業所等について、本通り等の入口に1個
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げるものを使用しないこと。 ・反射光のある素材 ・動光・点滅照明・ネオンその他これに類するもの



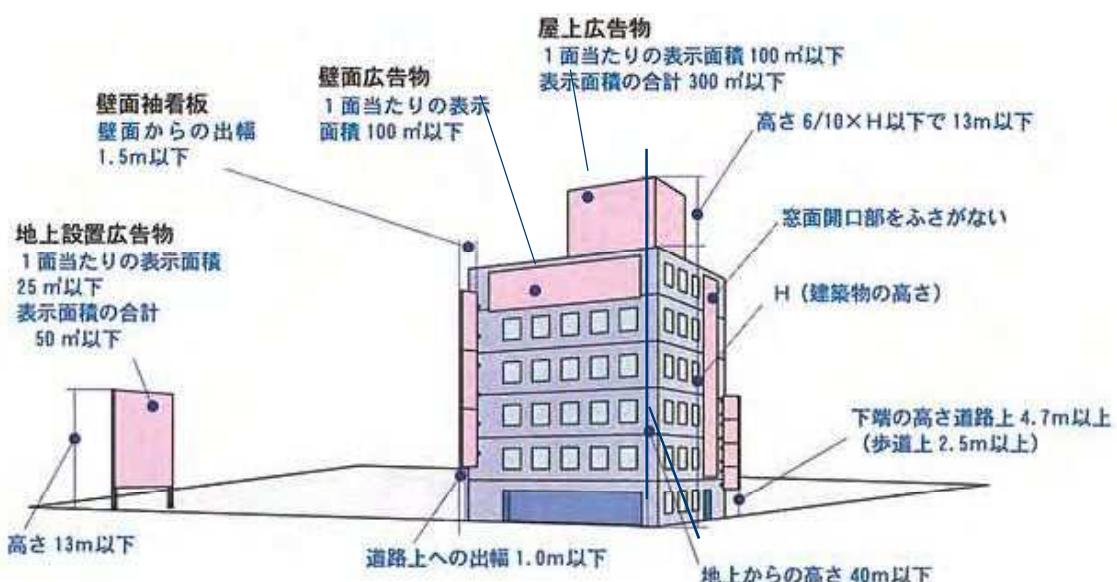
第3種規制地域の基準

非自己用広告物の設置	許可申請が必要	
自己用広告物の設置	敷地全体で15m ² を超える場合は許可申請が必要 (許可申請が不要な場合も基準を満たすこと)	
1敷地内の総表示面積	200m ² 以下	
広告物の種類	基 準	照明・その他
屋上広告物 (1建築物当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 本体の高さ 建築物の高さの6/10以下 地上からの高さ20m以下 1面当たりの表示面積50m²以下かつ合計150m²以下 建築物1棟につき1個 建築物から横にはみ出さないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 外側の照明の場合は、原則として下向き照射とする。 使用する色の過半は彩度15未満とする。
壁面広告物 (壁面1面当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積 建築物の鉛直投影面積の4/10以下かつ50m²以下 窓面開口部をふさがないこと。 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。 	<p>市街化調整区域内の非自己用広告物は、次に掲げるものを使用しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材 動光、点滅、ネオンその他これに類するもの
地上設置広告物 (1基当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 高さ13m以下 1面当たりの表示面積25m²以下 表示面積の合計50m²以下 	
壁面袖看板	<ul style="list-style-type: none"> 下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上 上端の高さ 建築物の壁面の上端を超えないこと。 壁面からの出幅 1.5m以下 道路上への出幅 1m以下 (道路管理者の占用許可が別途必要です。) 	
その他の広告物	1ページ参照	



第4種規制地域の基準

非自己用広告物の設置	許可申請が必要	
自己用広告物の設置	敷地全体で25m ² を超える場合は許可申請が必要 (許可申請が不要な場合も基準を満たすこと)	
1敷地内の総表示面積	400m ² 以下	
広告物の種類	基 準	照明・その他
屋上広告物 (1建築物当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 本体の高さ 建築物の高さの6/10以下かつ13m以下 地上からの高さ40m以下 1面当たりの表示面積100m²以下かつ合計300m²以下 建築物1棟につき1個 建築物から横にはみ出さないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 外側の照明の場合は、原則として下向き照射とする。 使用する色の過半は彩度15未満とする。
壁面広告物 (壁面1面当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積 建築物の鉛直投影面積の4/10以下かつ100m²以下 窓面開口部をふさがないこと。 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。 	
地上設置広告物 (1基当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 高さ13m以下 1面当たりの表示面積25m²以下 表示面積の合計50m²以下 	
壁面袖看板	<ul style="list-style-type: none"> 下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上 上端の高さ 建築物の壁面の上端を超えないこと。 壁面からの出幅 1.5m以下 道路上への出幅 1 m以下 (道路管理者の占用許可が別途必要です。) 	
その他の広告物	1ページ参照	



15. 屋外広告物条例のよくある質問、注意事項

◆複数の規制地域にまたがる場合について

- 敷地の定義は、建築基準法施行令第1条の規定によるものとします。
- 同一敷地内に、第1種規制地域及び第2種規制地域（展望規制地域）とその他の規制地域が混在する場合は、それぞれの敷地についてその規制が適用されます。（図1）
- 上記以外で、2つの異なる規制地域が混在する敷地については、その敷地の過半の面積を占める規制地域の規制が適用されます。（図2）

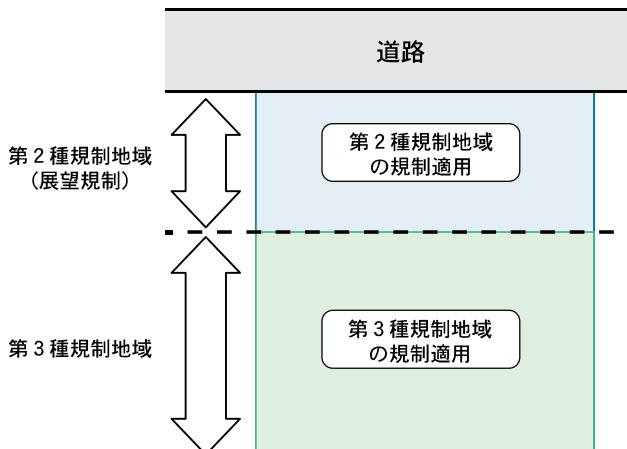


図1

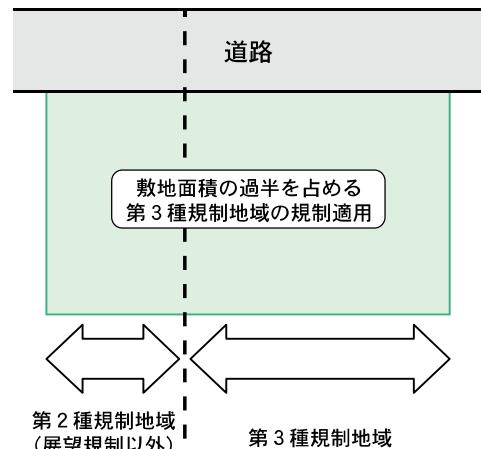


図2

◆パラペットに屋外広告物を設置する場合について

屋上水上面から1.1mを超えるパラペット部分に、広告物がまたがる場合は、屋上広告物として扱います。

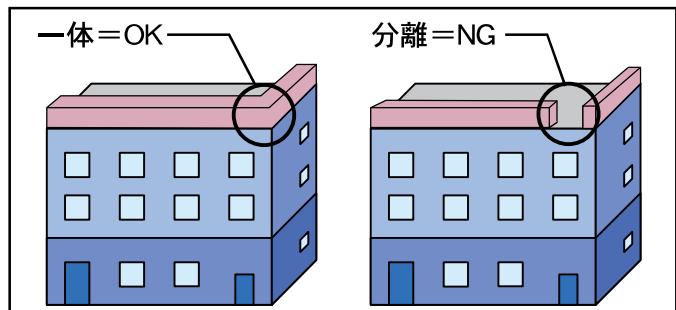
パラペットに屋外広告物を設置する場合は、図面に水上面及び水上面からの高さを記載してください。

	文字が1.1mより上の場合	文字が1.1mをまたがる場合	文字が1.1mより下の場合
▽パラペット天端			
屋上水上面から ▽1.1mの高さ	ながの	ながの	ながの
▽屋上水上面			ながの
屋上・壁面の区分	屋上広告物	屋上広告物	壁面広告物

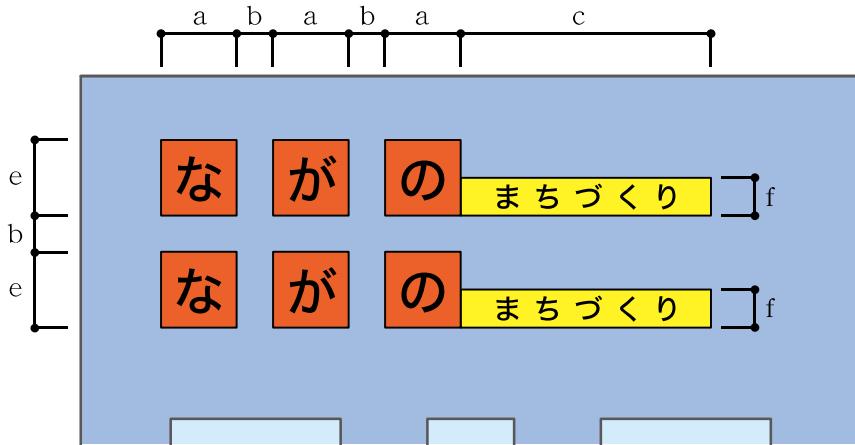
◆屋上広告物に関する注意事項

屋上広告物は、建築物1棟につき1個までですが、各表示面が一体となっている必要があります。

ワイヤー、コード、金物等でつなげるものは、一体とは認められません。



◆建物の壁面に広告板を設置する場合の面積算定について



■ b の寸法に関わらず、それぞれの広告板ごとに算定

$$(a \times e \times 6\text{箇所}) + (c \times f \times 2\text{箇所})$$

◆建物の壁面に浮き文字又は塗装による表示をする場合の面積算定について



■ $b < 1m$ の場合

全ての表示を1つの広告物として算定

$$(a + b + a + b + a + c) \times (e + b + e)$$



■ $b \geq 1m$ の場合

上下それぞれ、「な」と「が」は文字ごとに、「の」と「まちづくり」を1つの広告物として算定

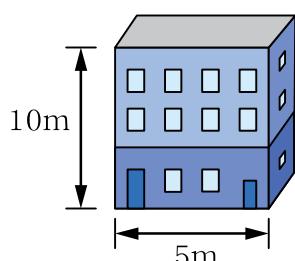
$$\{a \times e \times 2\text{箇所} + (a + c) \times e\} \times 2\text{段}$$



◆その他の屋外広告物の面積基準の注意点について

屋外広告物の面積基準は、①第1種～第4種規制地域の基準（P8～P12）と②市内全域の基準（P1）があります。屋外広告物を表示する際は、両方の基準を満たす必要があります。

【例】第4種規制地域で広告幕を壁面に設置する場合



①壁面の基準（P12）：鉛直投影面積の4/10以下かつ100m²以下

$$5.0m \times 10.0m \times 4/10 = \text{表示可能面積 } 20m^2 \text{以下}$$

②広告幕の基準（P1）：30m²以下

①及び②の基準を両方満たす必要があるため、表示できる広告幕の大きさは20m²以下となります。

その他、関係法令の手続きが必要になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

法 令	事 例	必要な許可等	お問い合わせ先
景 観 法	大規模な店舗等を建築する場合	景観計画区域内における大規模行為の届出	長野市都市政策課 ※長野銀座は市街地整備課
都市計画法	地区計画 [*] 区域内に屋外広告物を表示・設置する場合	地区計画の区域内における行為の届出	
道 路 法	道路上に屋外広告物を表示・設置する場合	道路占用許可	各道路管理者 (市道の場合、長野市監理課)
建築基準法	高さ4mを超える広告塔等を設置する場合	確認申請	長野市建築指導課
道路交通法	道路上で作業をする場合	道路使用許可	各警察署
消 防 法	アドバルーンを掲出する場合	水素ガスを充てんする気球の設置届	各消防署
地 方 税 法 (固定資産税 償却資産)	広告塔、看板等を表示・設置する場合	償却資産の申告	長野市資産税課 償却資産担当

※地区計画のある地区

三本柳、西尾張部、長野木工団地、神明広田、上高田第一、稻田南、差出南、瀬原田一丁田、飯綱西区、中氷鉋、上氷鉋・四ツ屋、稻田徳間、水沢上庭、南長池、篠ノ井会、長野銀座

自然公園指定等のある地区

地 区	担当部署・問い合わせ先	
妙高戸隠連山国立公園	環境省 信越自然環境事務所	〒380-0846 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 TEL 026-231-6570 FAX 026-235-1226
聖山高原県立自然公園	長野県長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 TEL 026-234-9590 FAX 026-234-9912
飯綱高原自然環境保全地域	長野市環境保全温暖化対策課	TEL 026-224-5034 FAX 026-224-5108

ホームページ

■許可申請に関する様式など

「長野市ホームページ」→「組織でさがす」→「都市整備部」→「都市政策課」→「屋外広告物」

■規制地域の確認

「長野市ホームページ」→「オンラインサービス」→「長野市行政地図情報」→
→「規制」→「屋外広告物規制地域図」

**お 問 い
合 わせ 先**

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市 都市整備部 都市政策課

電話:026-224-7179 FAX:026-224-5111

E-mail:toshisei@city.nagano.lg.jp

2006年（平成18年）4月 初版発行
2012年（平成24年）3月 第2訂版発行
2013年（平成25年）10月 第3訂版発行
2018年（平成30年）4月 第4訂版発行
2021年（令和3年）4月 第5訂版発行

規制地域の区分図

「長野市役所ホームページ」→「長野市行政地図情報」
からもご確認いただけます。

凡 例

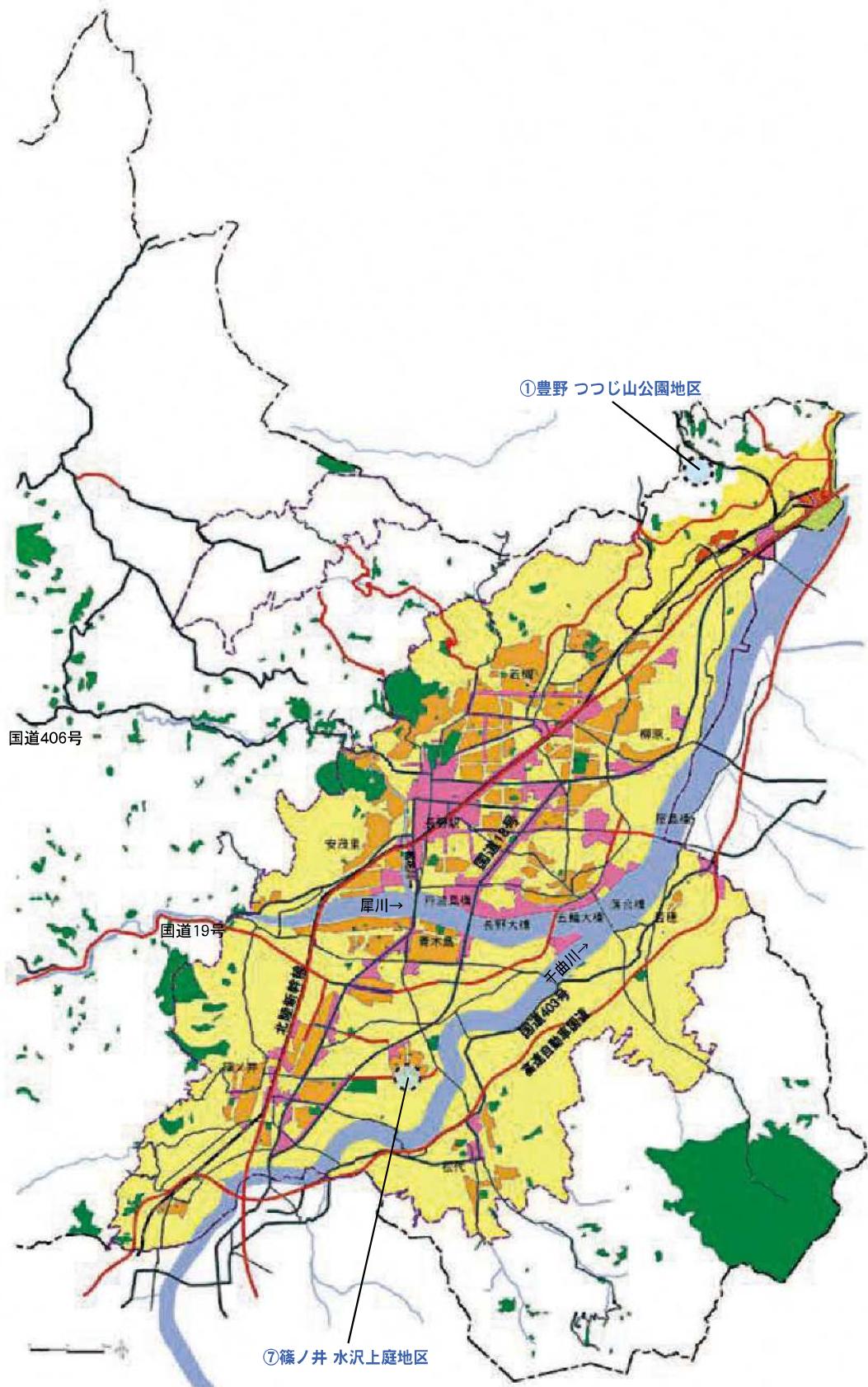
- 第1種規制地域
- 第2種規制地域
- 第3種規制地域
- 第4種規制地域
- 第2種規制地域
(展望規制)
- 特別規制地区①～⑧
- 行政区域
- 都市計画区域
- 主要幹線道路
- 鉄道
- 主要河川

※条例又は規則の改正により、新たに不適格となる屋外広告物については、改正施行日から5年間は引き続き表示・設置しておくことができます。該当する物件については、この期間内に改修をお願いいたします。

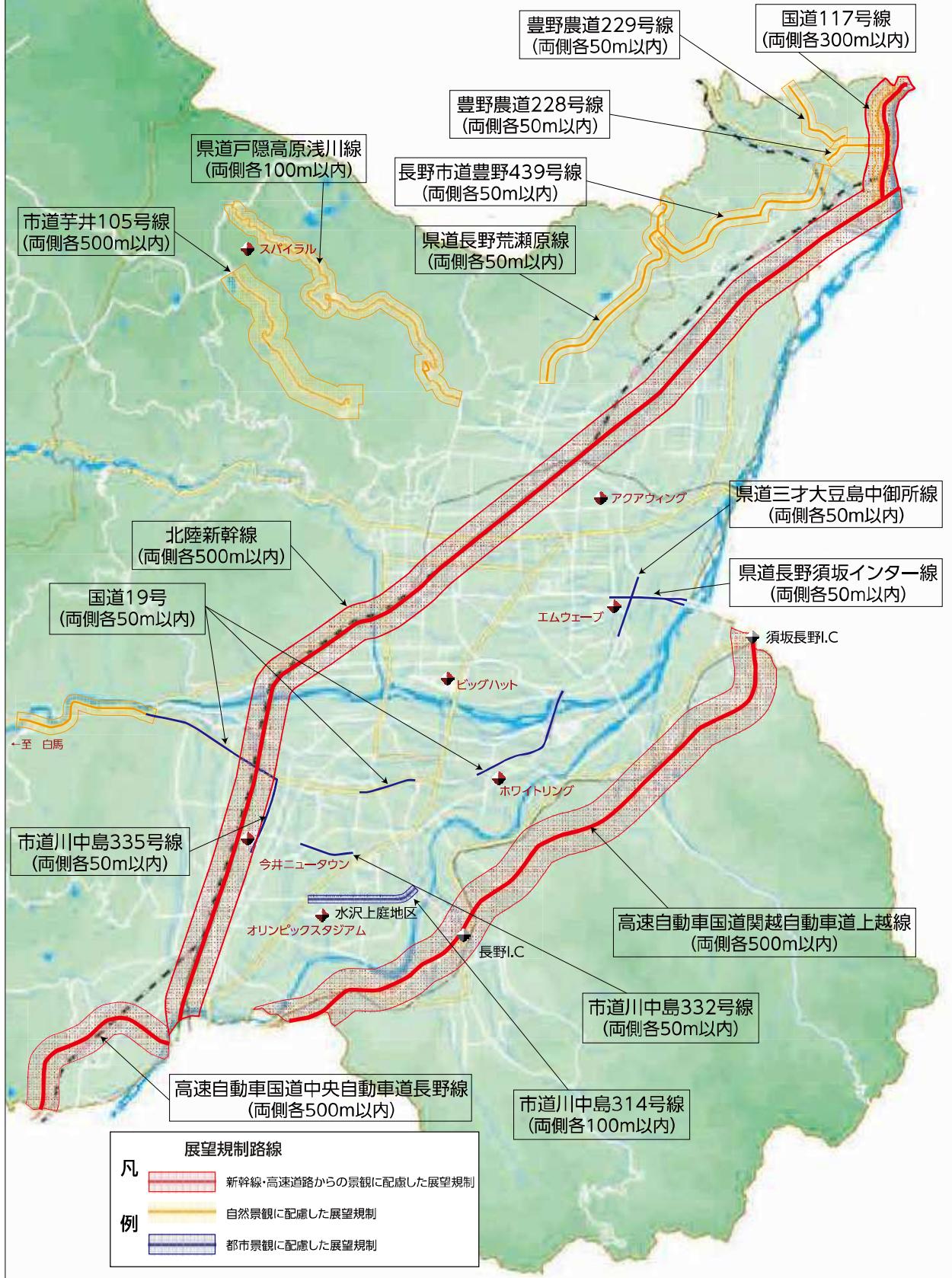
(※都市計画法の用途地域の詳細については、
都市計画図をご覧ください。)

(注)地図は2018年現在のものですので、
新設された道路等は記載されていません。





長野・豊野地区の展望規制拡大図



(注)地図は2018年現在のものですので、新設された道路等は記載されていません。